

万全の準備で新人 100%拡大しよう！

いよいよ、職場に新人がやってきます。

2015年4月、国立病院機構は非特定独法となり、職場の様々な要求は原則、組合と病院・国立病院機構本部との交渉で改善していくこととなります。

つまり、今まで以上に全医労の力＝組合員の数「組織率」が要求前進の力になるということです。職場の問題では、組合支部の組織率、給与や制度問題では、全医労全体の組織率がものを言います。今年の拡大、全医労全体で4年目の増勢になることは、今後の賃金や諸要求の改善を左右するという意味でも重要な年になります。



説明会 備えあれば憂いなし

説明会の準備は万全ですか？

① 説明会の日程は周知徹底していますか？

② 当日参加者は休み希望しましたか？

新人に圧倒されない受け入れ側の態勢が必要です。少なくとも、全職場から1名以上の先輩が迎えるようにしましょう。

③ プロジェクターとパワポを使って予行演習をしておきましょう。

☆パワーポイントの最終チェック

☆説明は誰がする？内容のチェックも。

④ 案内状や当日配布資料は準備できましたか？当日になって「〇〇がない！」はダメ。

⑤ 説明会当日の病院側のスケジュール・会場の確保はぎりぎりまで施設と窓口で確認しましょう。これまでの例でも、突然、〇〇説明をする。病院案内をする。庶務に書類提出に行く。など組合説明会の時間に食い込む、不要不急のスケジュールを押し込んでくる場合があります。

⑥ 病院側の予期せぬ動きにすぐに対応できるよう配置しておきましょう。これまでも「オリ会場から病棟に帰らず解散となった」「会場で待っているはずが病棟に帰らせた」など予期



しておらず、対応に困った事例がたくさんあります。オリ会場近くで様子観察する人、急に備えて更衣棟や病棟から誘導する人を配置する、急に備えて、参加者と携帯で連絡できる体制も作っておく必要があります。

⑦ 説明会スケジュールはできていますか？

短い時間で要領良く進めましょう。

司会や資料を配布する人など任務分担しておきましょう。先輩からのあいさつはできるだけ年齢が近い人が自分の言葉で「一緒に頑張ろう」「相談に乗るよ」など語りかけましょう。最後に「今日加入してほしい」と伝えることを意思統一しておくことが大事です。

新人を射んとすれば

フリセプターを射よ！

⑧ 新人に、同じ学校の後輩などいれば事前に加入を依頼しておくのもいいでしょう。

新人オリの講義を担当する副師長やフリセプターの組合員に協力を依頼して成功した事例もあります。

⑨ 今一度、説明会マニュアル・NGワードを参加者に徹底しておきましょう。

3月3日医労連の

厚労省交渉(看護)に参加

交渉には、医労連中野執行委員長はじめ全国から40人以上・全医労からは中丸・楠他が参加。厚労省は看護課、労働条件政策課、労働衛生課から7名が対応しました。

看護職場の改善には規制が必要

参加者からは「残業代が支払われない」「妊娠が予約制」「短期間に在職死が3名発生」「年休は多くて5日」「17時間の2交替夜勤が月8~9回」「夜勤免除者に月6回もの夜勤」等々、看護現場の過酷な実態を次々と訴えました。

そして、看護現場の改善には労働時間の法的規制が必要。看護師確保法に夜勤日数や勤務間隔12時間以上など最低限の規制を盛り込んでほしい、と訴えたのに対し厚労省は、「各施設で問題も違うため、法律で規制するのはそぐわない」などと答えました。参加者からは「過労自死が起こったKKR札幌医療センターの実態は特別ではない」「最低限の規制を国の責任でつくれ」と強く要請しました。

「特定行為」強制しない手立てを

今年10月から研修制度が開始される「特定行為」問題についても訴えました。医師不足の地域などでは否応なしに実施が強要される危険性があります。すでに「看護師に振れる」と公言する医師もいます。現場で看護師が「できません」「やりません」と言える、看護師が守られるようにしてくださいと訴えました。

厚労省は、現場の混乱を招かないように、省令と同時に「施行通知」を発出し、周知すると答えました。「研修を受けて実施すべき」「強制しない」「断ることが出来る」制度であることが理解できる内容にし、安全を担保すること、強制などの際に対応する苦情窓口の設置も求めました。



医労連'15春闘速報から転用

厚労省「特定行為研修制度」 13日に省令を交付

厚生労働省は10月から始まる看護師の「特定行為研修制度」に関する省令を公布しました。これは、特定行為の範囲や、特定行為を実施するための手順書、研修内容、同制度の研修を提供する指定研修機関の基準などを定めるものです。研修内容は、共通科目が315時間と特定行為区分別の時間で構成されるということです。

厚労省は、10月から実施する指定研修機関の申請を希望する施設向け説明会を24日、26日に開催することにしています。

いよいよ「診療の補助業務」として看護師による「特定行為」の実施を可能にする準備が動き始めました。医労連は、これまで医師のみが実施していた医療行為を「特定行為」と指定して看護師に実施させることに反対するとともに、根本問題の「医師不足を解消しろ」と訴えてきました。

「特定行為」を知ろう・知らせよう

「特定行為」の詳しい内容は、看護師や医師はもとより、一般にはほとんど知らされていないのが現実です。法律が通り、省令が公布され、10月からは研修が始まります。まずは私たちが「特定行為」の内容や問題点を知って、対応することが必要です。医労連が発行している「特定行為」リーフ・2015年3月版を活用して学習しましょう。

*リーフは3月中に発送します。

医労連のホームページ（宣伝物・各種パンフ）にもアップしてあります。活用してください。